平成２３年（フ）第３６７３号
大阪府八尾市東山本新町６丁目11番10号　神本マンション201号
債務者　土上　雄一
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７１３号
大阪府八尾市安中町１丁目４番３―305号
債務者　富永　貴子（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７２１号
大阪市淀川区十八条３丁目８番20号　第２中尾ハイツ317号
債務者　武田　克謙
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７４０号
大阪市阿倍野区美章園１丁目２番26―402号
債務者　城戸　利己
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８３３号
大阪市淀川区宮原１丁目16番28―505号
債務者　瀬戸　節代
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８３６号
大阪市住吉区沢之町１丁目５番28号
債務者　竹原　　唯
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８８４号
大阪府守口市大庭町１丁目３番18―201号
債務者　森下　拓司
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０５６号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目18番20号
債務者　由良　昌晃
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１３７号
大阪市生野区新今里６丁目４番22号　マンションみづほ１階
債務者　井上　良夫
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２６５号
大阪市住吉区我孫子東２丁目６番29号　サンシャイン寿602号
債務者　岡野正江こと　安　　正江
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２７４号
大阪府豊中市春日町４丁目14番６―202号
債務者　津田　昌子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２７５号
大阪府東大阪市加納８丁目25番28号
債務者　木下　美枝（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２７８号
大阪市淀川区塚本５丁目10番11号　アスティ塚本302号
債務者　木下　幸治
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２８６号
大阪府枚方市香里ケ丘７丁目４番地の１308
債務者　堀川　昌俊
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３０４号
大阪府門真市御堂町28番３号
債務者　中野　弘恵
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３３４号
大阪府守口市八雲北町１丁目10番７号
債務者　坂根　博志
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３５３号
大阪市住之江区南加賀屋２丁目２番29―206号
債務者　上地　聖也
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３９７号
大阪市平野区加美北５丁目９番５―701号
債務者　荒木　　力
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部